

15.8.11
920

總務部長

労働課長

労使 第一七〇五号

大正十五年八月五日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 敬
 鐵道大臣 井上 匡 四 郎 敬
 社會局長官 長岡 隆 一 郎 敬
 京都大阪神奈川兵庫愛知福岡
 千葉埼玉 各 府 縣 知 事 敬
 東京地方裁判所 檢 事 正 敬

小型自動車株式會社同業罷業ニ関スル件

(第四報)

二三卷ノ罷業停止車輛ノ速ニ解除スルコト
 六次行罷業所屬從業員ノ給與制度ハ現行吾々代理運轉
 手ト全稱ニ支給スルコト
 以上六項ニ依ル弊作書ヲ提告スルト全時ニ七月二十六
 日提告ノ通告書ハ撤廢ス而右各項ニ對スル回答ハ未レ
 八月五日迄ニ釐度シ

大正十五年八月二日

小型自動車從業員一同

小型自動車株式會社

社長 山中 勇 敬